

第3節 銀行等における保険商品の窓口販売の規制緩和について

(資料4-3-1参照)

銀行等（全ての預金受入金融機関。以下同じ。）における保険商品の窓口販売（以下「窓販」という。）は、平成9年の保険審議会報告、12年の保険業法改正を受けて、13年4月1日から、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険（住宅ローン関連の信用生命保険については、窓販を行う銀行等の子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限定）、海外旅行傷害保険について実施されている。

13年4月の窓販解禁時において、窓販の対象商品の拡大等については、窓販の実施状況をみながら更に検討を行い、13年度中に改めて結論を得ることとされていたところである。今回、窓販の実施状況等を踏まえ検討を行った結果、14年10月より、窓販の対象商品として、生命保険商品のうち個人年金保険（定額、変額とも）及び財形保険、損害保険商品のうち年金払積立傷害保険及び財形傷害保険の追加、従来住宅ローン関連の信用生命保険については、窓販を行う銀行等の子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限定していた規制の廃止等の規制緩和を行うこととし、同時に今般の規制緩和にあわせて新たな弊害防止措置を講ずることとした。

当該検討結果については、14年3月19日に開催された金融審第二部会に報告を行った。